

経営改革プラン取組項目		過去の主な取組実績 (平成18～23年度)	平成24年度取組計画		
項目	内容		取組内容	実績	
① 事務 事業の 見直し	<p>事業の採算性、業務の効率化、人件費の適正化等に取り組み、事業収益の確保と経費節減を図り、自立した安定的な経営を目指す。</p> <p>(1) 水稲及び松林の防除面積を拡大する。 無人ヘリによる防除の実施は、これまで2機で管内の水稲に限定していたが、平成18年度無人ヘリを4機導入した事で地域外の水稲防除も実施し、収入の確保を図る。また、国有林・市有林の松くい虫防除も当該作業資格を取得したことから実施していく。</p> <p>(2) 稲わら供給及び安定的な粗飼料確保等作業の実施を計画する。 畜産農家の国産粗飼料の自給率向上と所得向上を図るために、以下の作業を実施する。 ア. 収穫後の稲わらの集草・梱包・運搬作業 イ. 飼料作物の刈り取り作業 ウ. 堆肥散布作業 ・作業時期 - 11月上旬～3月下旬</p> <p>(3) 野菜の栽培による販売収入を見込む。 農業公社で借りた研修生実習用農地を活用して野菜を栽培し、北さつま農協を通じて販売することにより収入を確保する。 ・24年度の栽培計画 ア. ラッキョウ(45a) イ. 早出しゴボウ(140a) ウ. イチゴ(5a) エ. 加工用米(160a)</p> <p>■参考：主な事業等の取り組むべき今後の方向性について 【農作業受委託事業】 (1) 農作業受託作業強化のための有資格者の育成 (2) 農作業受託組合の育成 (3) 増加する水稲防除面積 補助事業等の活用も踏まえ、無人ヘリ導入の検討を行う。</p> <p>【担い手等研修事業】 (1) ホームページへの掲載 (2) 県外からの受け入れ (3) 重点7品目の見直し</p> <p>【農地保有合理化事業】 (1) 認定農業者へ遊休農地の集積 (2) 農地利用集積円滑化団体への移行</p>	<p>(1) 水稲及び松林防除 18年度:延べ1,549.7ha 19年度:延べ1,716.8ha (前年対比:10.7%増) 20年度:延べ1,830.9ha (前年対比:18.1%増) 21年度:延べ2,183.9ha (前年対比:19.3%増) 22年度:延べ2,495.6ha (前年対比:11.4%増) 23年度:延べ2,742.5ha (前年対比:9.8%増) 松くいむし防除(国・市有林)を実施(23年度43ha)</p> <p>(2) 稲わら供給及び安定的な粗飼料確保等作業 21年度5.6ha実施 22年度18.0ha実施 23年度稲わら集草・飼料作物刈取り作業・堆肥散布等畜産関係受託作業で収益の確保を図る1,993千円の実績 受託作業量を把握するため畜産農家に対するアンケート調査表の作成(20年度実施済)</p> <p>・ゴボウ・ヤマノ芋農家を中心に堆肥散布作業受託を実施(22年度2.5ha) (23年度3.0ha)</p> <p>(3) 野菜販売 21年度実績:5,970千円 22年度実績:6,889千円 23年度実績:6,800千円</p>	<p>事業の採算性、業務の効率化、人件費の適正化等に取り組み、事業収益の確保と経費節減を図り、自立した安定的な経営を目指す。</p> <p>(1) 高齢化する農家の労力軽減のため本市の基幹作物である水稲の共同防除を推進し、事業収益確保を図る(県外支援防除も含む)</p> <p>・国・市有林松くい虫防除と、南九州市の松防除にも参加する</p> <p>(3) 野菜の栽培による販売収入を見込む。 農業公社で借りた研修生実習用農地を活用して野菜を栽培し、北さつま農協を通じて販売することにより収入を確保する。</p> <p>(2) 稲わら供給及び安定的な粗飼料確保等作業の実施を計画する。 畜産農家の国産粗飼料の自給率向上と所得向上を図るために、以下の作業を実施する。 ア. 収穫後の稲わらの集草・梱包・運搬作業 イ. 飼料作物の刈り取り作業 ウ. 堆肥散布作業 ・作業時期 - 11月上旬～3月下旬</p> <p>(3) 野菜の栽培による販売収入を見込む。 農業公社で借りた研修生実習用農地を活用して野菜を栽培し、北さつま農協を通じて販売することにより収入を確保する。</p>	<p>上期</p> <p>下期</p>	

経営改革プラン取組項目		過去の主な取組実績 (平成18～23年度)	平成24年度取組計画	
項目	内容		取組内容	実績
	<p>改正農地法が施行されたことにより、農業経営基盤強化法が一部改正され、農地保有合理化法人及び、公社が実施している農地保有合理化事業が廃止されるため、農地利用集積円滑化団体への移行申請を平成22年9月まで行う。</p> <p>【公益法人制度改革】 22年10月まで申請書の作成を行い、23年4月末まで、登記完了を行う。</p>	<p>【公益法人移行】 24年4月で、移行登記完了</p>		
② 組織体制の見直し	市の派遣職員体制が平成20年度で終了しプロパー職員だけの体制となった事で行政管轄課（農政課）との連絡・調整を強化する。	<p>・21年度からプロパー職員だけの運営 ・行政管轄課（農政課）の公社担当職員を交えての週1回の業務打ち合わせの実施。（22年度） ・電子メールでの連絡・調整等の交換を実施（22年度）</p>	<p>上期</p> <p>・継続実施</p>	
			<p>下期</p> <p>・継続実施</p>	
③ 人事・給与制度の確立	<p>（1）職員の高齢化を防ぎ、活力ある組織維持のために、計画的な職員採用を実施する。 （2）業態に応じた報酬体系や、能力・成果による報酬体系の見直しを行う。</p>	<p>（1）市事業による甑地域畜産指導員指導員の雇用 県雇用促進事業及び市雇用促進事業での雇用（6名）（21年度） 県雇用促進事業及び市雇用促進事業での雇用（6名）（22年度）</p>	<p>上期</p> <p>県就業・就農者促進対策事業で6名雇用 公益法人移行により、給与体系の見直し</p>	
			<p>下期</p> <p>・継続実施</p>	
④ 経営状況等の点検、評価	<p>（1）専門家による経営診断 公認会計士や監査法人等の専門家に経営状況を点検評価してもらい、経営診断を受けることで、経営の改善を図る。 （2）成果目標の設定 毎年度各事業について成果目標の設定と農家へのアンケート調査を実施し、農家のニーズを反映させる事業の取組みを検討する。</p>	<p>（1）専門家による経営診断 ①公認会計士や監査法人等の専門家による経営診断</p>	<p>上期</p> <p>・公認会計士事務所との契約締結</p>	
			<p>下期</p> <p>・継続実施</p>	
⑤ 情報の公表と管理	<p>（1）事業内容や事業計画及び財務諸表の公表 市広報紙や農協広報紙、また薩摩川内市ホームページに事業内容や事業計画及び財務諸表の情報を掲載する。 （2）ホームページの開設 23年度までに、公社独自のホームページの開設を検討し、市民に対し情報提供を行う。 （3）個人情報保護対策について 個人情報保護法に準じて、当農業公社が保有する個人情報の保護や適正な取得に努める。</p>	<p>（1）公社の事業内容の変更記載</p>	<p>上期</p> <p>・24年度中に実施</p>	
			<p>下期</p> <p>・継続実施</p>	
上期総括				
下期総括				